

メディカルメッセ出展支援事業実施委託業務仕様書

1 事業名

メディカルメッセ出展支援事業実施委託業務

2 事業の目的

愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所等の主催により、医療機器産業にフォーカスした展示商談会「メディカルメッセ」を平成26年度から開催しているが、今回は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためオンライン開催する。

この「メディカルメッセ・オンライン」において、モノづくり企業等に対する支援としてブース展示に代わり動画制作を行い、医療関係者や医療機器メーカー等とつながる機会の拡充を支援することで、医療機器分野への参入を試みる県内モノづくり企業の取組の促進を図る。

3 委託期間

契約締結日から2022年3月11日（金）まで

4 事業内容

オンライン展示会 Web ページ上の出展者 PR 動画制作

<上記事業を行う展示会>

○展示商談会「メディカルメッセ・オンライン」

・日程：2022年3月10日（木）、11日（金）

※出展者ページは3月末まで公開・閲覧可能予定。

○内容

オンライン展示会プラットフォームを活用して、主に以下のコンテンツで構成。

(1) WEB ページでの出展者 PR (約60社・団体)

…画像・動画・文章による製品・技術 PR、オンライン商談機能等

(2) 出展者プレゼンテーション

(3) WEB セミナー (医療機器開発セミナー等)

(4) 医療現場ニーズ発表会 (協力：中部先端医療開発円環コンソーシアム)

<出展者>

あいち健康長寿産業クラスター推進協議会の会員 等

5 委託内容

「メディカルメッセ・オンライン」Web ページ上の出展者 PR 動画制作

【出展企業 PR 動画要件】

- (1) 5 社以上、各 1 本制作すること。
- (2) PR 動画の時間は、2 分から 5 分程度とすること。
- (3) 動画の内容は、会社紹介、製品紹介等、できるだけ出展企業の希望に応じた内容にすること。
- (4) 動画は、テロップや音楽等を用いて PR 効果の高いものとすること。
- (5) 出展者の希望があれば、出展企業手持ちの素材動画を制作に活用すること。
- (6) ファイル形式は県が指定する形式にすること。
- (7) PR 動画は、1 月下旬に県が指定する場所に納品すること。

6 成果物

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| ① 事業実施報告書(A4 判縦) | 2 部 |
| ② PR 動画のデータ(事務局の指定するデータ形式)及び上映用 DVD | 1 式 |
| ③ ①の電子データ(事務局の指定するデータ形式) | 1 式 |
| ④ その他事務局が指示したもの | 1 式 |

7 成果物の納品場所

愛知県経済産業局 産業部 産業振興課 次世代産業室

8 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

- (1) 人件費、給与等
本業務に係る人件費等
- (2) 交通費
事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）
- (3) 印刷製本費
資料等の制作に必要な印刷製本費
- (4) 消耗品費
事業の実施に必要な消耗品費
- (5) 通信運搬費
事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
- (6) 再委託費
一部の事業を再委託する場合の経費

- (7) 賃借料
事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他
本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
- (9) 一般管理費
上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
- (10) 消費税及び地方消費税
上記経費に係る消費税及び地方消費税

9 その他

- (1) 県と十分協議の上、本事業を実施すること。
- (2) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (3) 当該委託業務の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (5) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (6) 本事業の成果物の内容は、受託事業者の承諾なく、その他事業に活用できるものとする。
- (7) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (8) 当該委託事業の実施に当たり、問題等が発生したときは、県に遅滞なく報告するとともに誠実な対応を行うこと。
- (9) その他、本仕様に定めのない事項は、県及び受託者の協議により定めるものとする。